議案第5号

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成27年8月5日提出

君津市長 鈴 木 洋 邦

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年 法律第27号)の制定に伴い、個人番号の通知カード及び個人番号カードの再交付に係る 手数料について規定するとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28 号)により住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の一部が改正されたことに伴い、 住民基本台帳カードの交付に係る手数料の規定を削るため、君津市手数料徴収条例(平成 12年君津市条例第5号)の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

第1条 君津市手数料徴収条例 (平成12年君津市条例第5号) の一部を次のように改正 する。

別表第2中48の項を49の項とし、45の項から47の項までを1項ずつ繰り下げ、 44の項の次に次のように加える。

45 個人番号の通知カードの再交付 500円

第2条 君津市手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表第2の44の項及び45の項を次のように改める。

4 4	個人番号の通知カードの再交付	500円
4 5	個人番号カードの再交付	800円

附則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月 1日から施行する。

君津市手数料徵収条例新旧対照表

→1. →		以条例新旧对照表		
改工	上条	現行		
第1条による改正				
別表第2(第2条)		別表第2(第2条)		
手数料を徴収する事務	金額	手数料を徴収する事務	金額	
1~44 省略		1~44 省略		
45 個人番号の通知カードの再	500円			
<u>交付</u> 4 6 省略		45 省略		
<u>47</u> 省略		46 省略		
48 省略		47 省略		
<u>49</u> 省略		48 省略		
備考省略		備考省略		
第2条による改正 別表第2(第2条)		別表第2(第2条)		
手数料を徴収する事務	金額	手数料を徴収する事務	金額	
1~43 省略		1~43 省略		
4 4個人番号の通知カードの再交付	500円	44 住民基本台帳カードの交付	500円	
45 個人番号カードの再交付	800円	4 5 個人番号の通知カードの再 <u>交付</u>	500円	
46~49 省略		46~49 省略		
備考。省略		備考省略		